（金融庁設置法第四条第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令の一部改正）

第三十六条　金融庁設置法第四条第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金融庁設置法第四条第一項第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令

本則中「第四条第三号ク」を「第四条第一項第三号ク」に改める。

（宇宙政策委員会令の一部改正）

第三十七条　宇宙政策委員会令（平成二十四年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「内閣府本府に置かれる政策統括官が」を「内閣府宇宙開発戦略推進事務局において」に改める。

（国家戦略特別区域諮問会議令の一部改正）

第三十八条　国家戦略特別区域諮問会議令（平成二十五年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「内閣府本府に置かれる政策統括官が」を「内閣府地方創生推進事務局において」に改める。

（幹部職員の任用等に関する政令の一部改正）

第三十九条　幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第九号を第十二号とし、第三号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の三号を加える。

三　内閣府地方創生推進事務局

四　内閣府知的財産戦略推進事務局

五　内閣府宇宙開発戦略推進事務局

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（内閣府令の効力に関する経過措置）

2　この政令の施行の際現に効力を有する内閣府令で、第二十八条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令又は同条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の官民競争入札等監理委員会令の規定により総務省令で定めるべき事項を定めているものは、この政令の施行後は、総務省令としての効力を有するものとする。

（罰則に関する経過措置）

3　第三十五条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代
防衛大臣　中谷　元

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百四号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内閣の機関	一、一七五人	うち、一六人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一三、九三四人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
復興庁	一九七人	
総務省	四、八一六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五二、八〇九人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、七九九人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	五、九五九人	うち、一六三人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七一、一九三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、一一五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三一、七〇〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	二一、六六一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	七、九九一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	五八、五七三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	二、九五三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二一、〇六二人	うち、二一、〇三三人は、特別職の職員の定員とする。
合計	二九六、一三八人	

第一条第二項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
宮内庁	一、〇〇四人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	八四〇人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	七、七九七人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、一四九人は、警察官の定員とする。
個人情報保護委員会	七八人	事務局の職員の定員とする。
金融庁	一、五七一人	
消費者庁	三二〇人	